京都大学における情報公開制度の実施に関する規程新旧対照表

改　正　前	改　正　後
（前　略） 第２条　（略） ２　この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成１６年達示第１号）第３章第７節から第１１節まで（第４７条第１項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。 （中　略） （法人文書の提出） 第７条　文書管理者は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該法人文書に関し、第２２条の規定に基づき権限及び事務が部局の長に専決されたものである場合を除き、当該法人文書を担当副学長に提出しなければならない。 （中　略） （異議申立てに対する措置） 第２３条　担当副学長は、法第１８条第１項の規定による異議申立てが行われ、同条第２項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、異議申立人その他法第１９条各号に掲げる者（次項において「異議申立人等」という。）に通知しなければならない。 ２　担当副学長は、異議申立てに対する決定をしたときは、所定の様式により、異議申立人等に通知するものとする。 （後　略）	第２条　（同　左） ２　この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成１６年達示第１号）第３章第７節から第１２節まで（第４７条第１項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。 （法人文書の提出） 第７条　文書管理者は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該法人文書に関し、第２２条の規定に基づき権限及び事務が部局の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事。第２２条において同じ。）に専決されたものである場合を除き、当該法人文書を担当副学長に提出しなければならない。 （審査請求に対する措置） 第２３条　担当副学長は、法第１８条第１項の規定による審査請求が行われ、法第１９条第１項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、審査請求人その他法第１９条第２項各号に掲げる者（次項において「審査請求人等」という。）に通知しなければならない。 ２　担当副学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、所定の様式により、審査請求人等に通知するものとする。 附　則 １　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。 ２　この規程の施行前に本学が行った決定又はこの規程の施行前に開示請求があったものに係る本学の不作為に係る異議申立てについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。